

令和5年第8回東串良町農業委員会
会 議 録

日時：令和5年8月25日（金）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和5年第8回東串良町農業委員会会議録

令和5年8月25日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和5年8月25日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和5年8月25日 午前11時10分				議長	大村 教男
農業委員 出席数8名 欠席数 名 出席○ 欠席×	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員 出席数7名	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	×		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員		3番	稲村 照隆	5番	鶴丸 千尋		
出席した事務局職員		局長, 次長	上野 勝志 駿河崎 哲郎	書記	宮之前 博一 若松 雄一・児玉 隆男		
会議 に 付 し た 事 項	日程第1 議案第41号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について						
	日程第2 議案第42号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について						
	日程第3 議案第43号 農地振興整備計画変更に伴う意見について						
	日程第4 議案第44号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について						
	日程第5 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について						
	日程第6 議案第46号 非農地証明願いによる申請について						

開会 午前10時00分

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

松留和江委員から、欠席届が参っております。

出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和5年第8回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、3番稲村委員と、5番鶴丸委員をお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（大村）

それでは日程第1議案第41号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が2件、賃借権が2件、使用貸借権が1件あります。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料1ページをご覧ください。

所有権移転の33番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に34番、譲渡人は池之原の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2ページをお開きください。

賃借権の96番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地の

ため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に97番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましても、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

3ページをご覧ください・

次に使用貸借権の98番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

98番の貸人の〇〇さんと受人〇〇さんの住所が同じなんですが。

これは親戚ですか？

事務局（若松）

道路向かい合わせに住んでらっしゃいますが、住所設定は同じ地番です。

議長（大村）

他に質疑はありませんか？

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第41号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第42号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料4ページ、5ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が3件14筆、面積12,398㎡、使用貸借権が2件3筆、4,401㎡となっております。総面積は16,799㎡で、鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第42号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第43号農業振興整備計画変更に伴う意見について議題といたします。

今回は、農用地区域からの除外1件についての意見を求められております。

資料6ページの〇〇さん・〇〇さんからの除外申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員よろしくお願いいたします。

（木佐貫委員現地調査報告）

申請地は、農用地区域内農地でありますので、農地課へ農用地利用計画

おりますので、その報告を松留 立美委員よろしく申し上げます。

(松留 立美現地調査報告)

ご説明申し上げます。

申請地の農地区分としましては、周囲の農地の広がりがある10ヘクタール以上であると思われることから第1種農地に該当するものと思われます。

原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために申請地を一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われます。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことでした。

転用する面積は1,037㎡になります。周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

吉ヶ崎委員

はい。

議長（大村）

どうぞ。

吉ヶ崎委員

この土地の地権者は〇〇さんということですか。

本人が本人の土地を転用するという事ですね。

事務局

はい、そうです。

吉ヶ崎委員

わかりました。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第5議案第45号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は所有権設定が1件、賃借権設定が2件の合計3件あります。

まず、資料8ページの〇〇さんからの転用申請について、質疑に入ります。

なお、農地転用については現地調査を行い、各委員に報告をお願いしておりますが、本申請については令和4年12回定例会時において、農用地区域からの除外を審議した際に、現地調査の報告は行われておりますので、今回の報告では省略させていただきます。

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

次に残りの2件につきましては、それぞれ現地調査を行っております。

資料9ページの株式会社 ○○さんからの転用申請につきましては、現地調査報告を鶴丸委員にお願いいたします。

(鶴丸委員現地調査報告)

「それでは報告させていただきます。」

令和5年8月18日金曜日に、転用に係る現地調査を私と櫻木委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として申請人の○○さん、地権者の○○さん、○○さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために、申請地を一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われま

す。費用については自己資金により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は5筆で3,986㎡であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われま

す。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます

議長 (大村)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

吉ヶ崎委員

はい。

議長 (大村)

どうぞ。

吉ヶ崎委員

ちょっとお尋ねします。この土地は唐仁古墳群の区域内か区域外か。問題ないでしょうか。

事務局（宮之前）

古墳群の区域内で、社会教育課と協議をしております。

吉ヶ崎委員

古墳が出た時はまた、対処するという事でいいでしょうか。

事務局（宮之前）

はい。協議済みで対応します。

議長（大村）

他に質疑はありませんか？

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

次に資料10ページの有限会社 ○○さんからの転用申請につきましては、現地調査報告を松留立美委員にお願いいたします。

（松留 立美委員現地調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和5年8月18日金曜日に、転用に係る現地調査を私と松留和江委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として申請人の○○さん、地権者の○○さん、○○さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために申請地を一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われま

費用については自己資金により賄う予定であるとのこと

転用する面積は5筆で3,447㎡であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われま

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

以上で説明を終わらせていただきます

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めま

よって、本案は原案どおり承認することに決ま

議長（大村）

次に、日程第6議案第46号非農地証明願いによる申請について議題といたします。

今回は、申請が2件ありま

資料11ページの〇〇さんからの申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員にお願いいたします。

（木佐貫委員現地調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和5年8月18日金曜日に、非農地証明に係る現地調査を私と中村委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として、代理人の〇〇さん、〇〇会社の〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、非農地証明であります。

申請人が保有している池之原〇〇番の地目は、農地台帳では畑となっておりますが、昭和〇〇年に現〇〇株式会社が事業を開始し、今回の申請地においてもその当時から賃貸借され、倉庫、資材置場として利用されてきております。

現状から判断すると農地への復旧は非常に難しいと思われることから非農地として判断することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑にはいりません。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり非農地として承認することに意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

次に資料12ページの〇〇さんからの申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を谷口委員にお願いいたします。

（谷口委員現地調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和5年8月18日金曜日に、非農地証明に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として申請人の〇〇さん、代理人の〇〇さんが出席されま

した。

今回の申請は、非農地証明であります。

申請人が保有している川東〇〇番の地目は農地台帳では畑となっておりますが、平成15年から耕作されておらず、傾斜地で山林化しております。

現状から判断すると農地への復旧は非常に難しいと思われることから非農地として判断することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり非農地として承認することに意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第6議案第46号非農地証明願いによる申請についての審議を終えたいと思います。

議長（大村）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※ 9月現地調査：20日（水）

定例総会：25日（月）

申請締切：8月31日(木)※9月定例総会分

議長（大村）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和5年第8回定例総会を閉会いたします。